

[事案 30-49] 既払込保険料返還請求

・平成 30 年 10 月 1 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による誤説明を受けて契約したこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腰部脊柱管狭窄症、腰椎変性すべり症を原因として入院したので、平成 29 年 11 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始前発症として給付金が不支払いとなった。しかし、以下の理由により、既払込保険料を全額返してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、持病があっても、通院があっても、現在入院するくらい体調が悪くなければ大丈夫などと言われて申込みをした。
- (2) 告知書作成の際、申立人は、過去 1 年の間に病院に通院等したこともあるので「はい」と正直に記載しようとしたが、募集人から「いいえ」を選びなさいなどと言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 契約時、募集人から、申立人の受診歴について尋ねたところ、申立人より「何もなく健康である」との返答を得ており、申立人の健康状態について特筆すべき点があることは聞いていない。
- (2) 募集人は申立人に対し、告知サポート資料を用い、告知はありのまま回答するよう説明しており、虚偽告知、不告知教唆は行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時に申立人が募集人から誤説明を受けて契約したとは認められず、募集人が不告知教唆をしたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。